



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 住友ファーマ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 徹
(コード:4506 プライム市場)
問合せ先 コーポレートガバナンス部長 木野 孝一
<https://contact.sumitomo-pharma.co.jp/form/pub/inquiry/jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月開催予定の当社第205期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

(1)当社は、2025年3月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレートガバナンスの充実を図るとともに、取締役会による適切な監督の下でのより迅速な意思決定を可能とし、取締役会における中長期の戦略的議論を充実させることにより、更なる企業価値の向上を図るため、2025年6月26日開催予定の当社第205期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2)会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できる役員の範囲の変更を行うものであります。この変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2025年6月26日

定款変更の効力発生日(予定) 2025年6月26日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株式 第 6 条～第 12 条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 13 条～第 18 条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は 3 名以上とする。 (新設) (取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株式 第 6 条～第 12 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 13 条～第 18 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 3 名以上とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</u> (取締役の選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。

- ②（条文省略）
- ③（条文省略）

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各1名を定めることができる。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（新設）

（新設）

第23条 （条文省略）

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

- ②（現行どおり）
- ③（現行どおり）

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、副会長、社長各1名を定めることができる。

（取締役の任期）

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 （現行どおり）

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役全員が異議を述べない</u>ときは、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。
(社外取締役の責任限定契約) 第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(非業務執行取締役の責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第5章 監査役および監査役会 (監査役員の員数) 第28条 当社の監査役は3名以上とする。 (監査役の選任)	(削除) (削除) (削除)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

(削除)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

(削除)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

(削除)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

(削除)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

(削除)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた

<u>金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>		
(新設)		<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)		<u>(常勤監査等委員)</u>
		<u>第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)		<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
		<u>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に</u>
		<u>対し、会日の3日前までに発するものとする。</u>
		<u>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u>
		<u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
	<u>第 6 章 計算</u>	<u>第 6 章 計算</u>
第 <u>35</u> 条～第 <u>37</u> 条	(条文省略)	第 <u>31</u> 条～第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
	(新設)	<u>附則</u>
		<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
		<u>第 1 条 当社は、第205期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>